

資料1 水質汚濁防止法に規定する東京湾総量規制に係る指定地域

市町名	指定地域	指定地域外
千葉市	右記を除く区域	若葉区(和泉町、大井戸町、大草町、小倉台6丁目、小倉町、御成台1丁目から御成台4丁目まで、小間子町、金親町、上泉町、北谷津町、古泉町、御殿町、桜木1丁目から桜木8丁目まで、桜木北1丁目から桜木北3丁目まで、更科町、下泉町、下田町、高根町、多部田町、旦谷町、千城台北1丁目、千城台東2丁目から千城台東4丁目まで、富田町、中田町、中野町、西都賀5丁目、野呂町、谷当町、若松台1丁目から若松台3丁目まで及び若松町に限る。)及び緑区(大高町、越智町、上大和田町、下大和田町、高田町、高津戸町、土気町、平川町、菅田町2丁目、小食土町、あすみが丘1丁目からあすみが丘3丁目まで及びあすみが丘東1丁目からあすみが丘東5丁目までに限る。)
市川市	全域	
船橋市	右記を除く区域	二和東1丁目から二和東6丁目まで、二和西1丁目から二和西6丁目まで、三咲町、三咲1丁目から三咲9丁目まで、南三咲1丁目から南三咲4丁目まで、八木が谷町、高野台1丁目から高野台5丁目まで、八木が谷1丁目から八木が谷5丁目まで、みやぎ台1丁目からみやぎ台4丁目まで、咲が丘1丁目から咲が丘4丁目まで、薬円台3丁目、薬円台4丁目、習志野1丁目、習志野3丁目、高根台1丁目から高根台7丁目まで、新高根3丁目から新高根5丁目まで、松が丘1丁目から松が丘5丁目まで、大穴町、大穴南1丁目から大穴南5丁目まで、大穴北1丁目から大穴北8丁目まで、習志野台1丁目から習志野台8丁目まで、神保町、大神保町、小室町、小野田町、車方町、鈴身町、豊富町、金堀町、楠が山町、古和釜町、坪井東1丁目から坪井東6丁目まで、坪井西1丁目、坪井西2丁目及び坪井町
館山市	右記を除く区域	西川名、伊戸、坂足、小沼、坂井、大神宮、中里、竜岡、犬石、佐野、藤原、洲宮、茂名、布沼、布良、相兵、畑及び神余
木更津市	全域	
松戸市	右記を除く区域	金ケ作字新木戸、五香六実(字元山を除く。)、高柳新田、高柳、六高台1丁目から六高台9丁目まで、六実1丁目から六実7丁目まで、五香1丁目から五香8丁目まで及び五香南1丁目から五香南3丁目
野田市	右記を除く旧野田市区域 右記を除く旧東葛飾区関宿町	目吹(字南大山を除く。)、金杉(字窪上及び字道下に限る。)、谷津字木戸口、吉春字木戸口、蕃昌(字米、字今和泉、字中窪及び字大窪に限る。)、船形(字上原二を除く。)、中里(字西岸寺前、字松葉、字尾崎境、字鶴ヶ谷、字西耕地、字寺山、字込角、字光浄寺、字五駄、字扇田、字宮田、字香取原及び字椿谷を除く。)、長谷、小山、蕨打、三ツ堀(字笹久保、字谷中耕田、字中屋敷、字仲内、字箕ノ輪、字鞍ノ橋台、字鞍ノ橋、字石塔、字西、字榎戸、字小橋、字灰毛、字稲荷前、字六畝及び字小橋台を除く。)、瀬戸(字連沼、字谷中、字押出し、字塔ヶ久保台、字立山、字勢至、字欠作、字多良ノ木、字土塔及び字向原を除く。)、木野崎(字下鹿野、字鹿野、字上鹿野及び字鹿野山を除く。) 東宝珠花(字川通及び字相耕田を除く。)、親野井、柏寺、木間ヶ瀬、木間ヶ瀬新田、桐ヶ作、古布内、関宿内町、関宿江戸町、関宿江戸町飛地、関宿三軒家、関宿台町、関宿元町、関宿元町飛地、関宿町、中戸、中戸谷津、次木、西高野、新田戸、はやま、東高野、泉1丁目から泉3丁目まで、平成及びひなみき1丁目からひなみき4丁目

市町名	指定地域	指定地域外
習志野市	全域	
柏市	豊四季(字富士見台、字神山、字向神山、字三角、字向屋敷、字鞍掛、字鞍林、字笹原、字新宿及び字道瀬戸に限る。)、船戸(字小船及び字猪之山に限る。)、船戸山高野(字大山、字高砂、字金沢、字根郷及び字宮本に限る。)、大青田(字小渡、字溜台及び字東山を除く。)、青田新田飛地(字元割及び字向唐に限る。)、新十余二、柏インター東、みどり台2丁目、みどり台4丁目、酒井根(字下り松及び字大清水に限る。)、中新宿1丁目から中新宿3丁目まで、西山1丁目、西山2丁目及び東山2丁目	左記を除く区域
市原市	全域	
流山市	右記を除く区域	江戸川台東1丁目から江戸川台東3丁目まで、駒木、駒木台、青田、十太夫、美田、東初石1丁目から東初石4丁目まで、西初石5丁目、おおたかの森北1丁目からおおたかの森北3丁目まで、おおたかの森西1丁目、おおたかの森西3丁目、おおたかの森西4丁目、おおたかの森東1丁目からおおたかの森東4丁目まで及びおおたかの森南1丁目
八千代市	大和田(字上宿を除く。)、萱田町字南側、高津、大和田新田字飯盛台、村上字五百堂、下市場1丁目、勝田台、勝田、勝田台南、八千代台東、八千代台南、八千代台西、八千代台北及び高津東	左記を除く区域
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷9丁目、南鎌ヶ谷1丁目から南鎌ヶ谷4丁目まで、大字道野辺、東道野辺1丁目から東道野辺7丁目まで、西道野辺、馬込沢、中沢新町、中沢(字中ノ峠を除く。)、東中沢1丁目から東中沢4丁目まで、北中沢2丁目、北中沢3丁目、富岡3丁目、くぬぎ山1丁目からくぬぎ山4丁目まで、道野辺中央1丁目及び道野辺中央3丁目から道野辺中央5丁目	左記を除く区域
君津市	全域	
富津市	全域	
浦安市	全域	
四街道市	下志津新田、四街道3丁目、さつきヶ丘、大日(字中志津、字富士見ヶ丘、字桜ヶ丘及び字大作岡に限る。)及び鹿放ヶ丘	左記を除く区域
袖ヶ浦市	全域	
南房総市	富浦町居倉、富浦町大津、富浦町多田良、富浦町手取、富浦町豊岡、富浦町南無谷、富浦町丹生、富浦町原岡、富浦町深名、富浦町福翠、富浦町宮本、富浦町青木、荒川、市部、大掛、井野、川上、久枝、検義谷、合戸、小浦、高崎、高崎竹内、竹内、二部、平塚、平久里下、平久里中、宮谷、山田、吉沢、明石、池之内、海老敷、大学口、上滝田、上堀、川田、下滝田、下堀、千代、府中、増間、三坂、御主、本織、山下、山名、谷向及び中	左記を除く区域
夷隅郡 大多喜町	粟又、小沢又、面白、大田代、筒森、小田代、葛藤及び会所	左記を除く区域
安房郡	全域	

資料2 湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域表

(昭和60年総理府令告示第43号第2の表に掲げる区域 ※昭和60年時の地名で記載)

(1) 霞ヶ浦に係る指定地域(千葉県区域)

1 霞ヶ浦に係る指定地域

(佐原市)

大字八筋川(字利根川通を除く。)、大字大島(字利根川通堤外を除く。)、大字三島、大字境島、大字扇島(大割水路以西の区域に限る。)、大字市和田、大字佐原ハ(与田浦川以北の区域(与田浦川の河川区域を除く。))に限る。及び佐原ホ(与田浦川以北の区域(与田浦川の河川区域を除く。))に限る。

(香取郡小見川町)

大字小見川(町道一一号線以南の区域を除く。)、大字八日市場(町道一一号線以南の区域を除く。)、大字一之分目(字沖ノ洲及び町道一一号線以南の区域を除く。)、大字三之分目(町道一一号線以南の区域を除く。)、大字富田(町道一一号線以南の区域を除く。)、大字下小堀(町道一一号線以南の区域を除く。))に限る。

(常陸利根川の区域)

常陸利根川の区域

(2) 印旛沼に係る指定地域

(千葉市)

若松町(市道若松町五二号線との交差点以東の市道若松町金親町線、同市道との交差点から市道若松町二二号線との交差点までの市道若松町五二号線、同市道との交差点から市道稲毛町古市場町線との交差点までの市道若松町二二号線、同市道との交差点から日本国有鉄道総武本線との交差点までの市道稲毛町古市場町線及び同市道との交差点以北の日本国有鉄道総武本線以北の区域に限る。)、小倉町(小倉町と千城台北一丁目との境界線、小倉町と小倉台六丁目との境界線、同境界線との交差点から市道若松町金親町線との交差点までの市道小倉町一三号線及び同市道との交差点以西の市道若松町金親町線以北の区域に限る。)、千城台北四丁目、金親町、平川町、中野町、和泉町、野呂町(市道萱田町野呂町線との交差点以西の国道百二十六号線及び同国道との交差点以南の市道萱田町野呂町線以東の区域に限る。)、高根町(市道C級四四号線以北で市道C級四六号線以西の区域に限る。)、北谷津町(市道C級二五六号線との交差点以西の市道D級一七七八号線、同市道との交差点から市道C級一一六号線との交差点までの市道C級二五六号線及び同市道との交差点以東の市道C級一一六号線以北の区域に限る。)、古泉町、富田町、中田町(県道旭白井生浜線との交差点以北の市道C級七一号線及び同市道との交差点以南の県道旭白井生浜線以西で市道C級四六号線以東の区域を除く。)、更科町、御殿町、上泉町、小間子町、下泉町、大井戸町、下田町、谷当町、旦谷町、土気町(日本国有鉄道外房線以南で索道土気停車場金剛地線以東の区域を除く。)、高津戸町、大高町(日本国有鉄道外房線以北の区域に限る。)、下大和田町、上大和田町に限る。

(船橋市)

三咲町、神保町、八木が谷町、大神保町、小室町、小野田町、車方町、鈴身町、豊富町、金堀町、楠が山町、大穴町、古和釜町、坪井町、習志野台一丁目から習志野台八丁目まで、高根台一丁目から高根台六丁目まで、松が丘一丁目から松が丘五丁目まで、高野台一丁目から高野台五丁目まで、八木が谷一丁目から八木が谷五丁目まで、みやぎ台一丁目からみやぎ台四丁目まで、咲が丘一丁目から咲が丘四丁目まで、二和東六丁目、三咲一丁目から三咲九丁目まで、南三咲三丁目、南三咲四丁目、大穴南一丁目から大穴南五丁目まで及び大穴北一丁目から大穴北八丁目までに限る。

(成田市)

大字八代、大字船形、大字北須賀、大字台方、大字下方、宗吾一丁目から宗吾四丁目まで、大字大袋、大字江弁須、飯田町(市道ニュータウン中央線以南の区域に限る。)、並木町(市道並木町大久保台線以西の区域に限る。)、大字飯仲、大字松崎(県道成田安食線以西の区域に限る。))及び大字大竹に限る。

(佐倉市)

大字上志津(市道井野一号線以南の区域に限る。)、大字上志津原(県道四街道上志津線との交差点以西の市道井野一号線及び同市道との交差点以東の県道四街道上志津線以南の区域に限る。))及び大字下志津原(県道四街道上志津線以南の区域に限る。))を除く。

(八千代市)

国道二百九十六号線以北の区域（大字下市場、下市場一丁目及び下市場二丁目を除く。）に限る。

（鎌ヶ谷市）

鎌ヶ谷一丁目、鎌ヶ谷二丁目（市道四千三百三十一号線以北の区域に限る。）、鎌ヶ谷五丁目（市道四千五百十号線以北の区域に限る。）、東鎌ヶ谷一丁目から東鎌ヶ谷三丁目まで、東初富三丁目、東初富四丁目（茄道二千七百三十九号線以東の区域に限る。）、東初富五丁目、東初富六丁目、丸山一丁目及び丸山二丁目に限る。

（四街道市）

大字下志津新田、大字大日（県道四街道上志津線以西の区域及び同県道以東の字富士見丘に限る。）、大字鹿放ヶ丘及び大字さつきヶ丘を除く。

（印旛郡酒々井町）

全域

（印旛郡八街町）

大字八街（字西ノ窪、字後ノ分、字後野分、字前野分、字六万坪、字追分台、字清水沖、字大清水、字元光明坊、字平沢、字西光明坊、字町並、字柳沢、字二番会社附、字東土手、字北側（国道四百九号線以東の区域に限る。）、字南測（町道三-二十五号線以東の区域に限る。）、字大畑、字五方杭、字鶴ヶ沢、字笹引を除く。）、大字朝日（県道八街三里塚線以西の区域に限る。）、大字富山、大字大関、大字文違、大字雁丸、大字榎戸、泉台一丁目から泉台三丁目まで、みどり台一丁目、みどり台二丁目、大字四木（町道百十六号線以西の区域に限る。）、大字山田台、大字沖、大字大谷流、大字小谷流、大字勢田、大字根古谷、大字岡田、大字用草、大字東吉田、大字吉倉、大字砂、大字上砂に限る。

（印旛郡富里町）

大字七栄（字中木戸における町道側道南二号線との交差点以北の酒々井町と富里町との境界線、字中木戸における酒々井町と富里町との境界線との交差点から町道新木戸飯積線との交差点までの町道側道南二号線、同町道との交差点から町道七栄三十三号線との交差点までの町道新木戸飯積線、同町道との交差点から画道四百九号線との交差点までの町道七栄三十三号線、同町道との交差点から国道二百九十六号線との交差点までの国道四百九号線及び同国道との交差点から県道成田両国線との交差点までの国道二百九十六号線及び同国道との交差点以東の県道成田両国線以北の区域を除く。）、大字新橋、大字中沢、大字立沢、大字立沢新田、大字高松、大字高野及び大字十倉（町道大堀南校線との交差点以北の県道成田両国線、同県道との交差点から町道高野若草線との交差点までの町道大堀南校線、同町道との交差点から町道実ノ口南校線との交差点までの町道高野若草線、同町道との交差点から県道富里酒々井線との交差点までの町道実ノ口南校線、同町道との交差点から町道南部一-号線との交差点までの県道富里酒々井線及び同県道との交差点以南の町道南部一-十号線以西の区域に限る。）に限る。

（同郡印旛村）

全域

（同郡白井町）

町道一-二号線との交差点以東の町道百四十七号線及び同町道との交差点以西の町道一-二号線以南の区域並びに大字富士（字面に限る。）に限る。

（同郡印西町）

大字小林（字曲田前、字新山、字宮作、字四番割、字五番割及び字六番割に限る。）、小林大門下一丁目から小林大門下三丁目まで、大字白幡（字弁天前に限る。）、大字浦幡新田（字小倉前乙及び字榎峠に限る。）、大字高西新田（町道一-七十二号線以南の区域に限る。）、大字小倉（字大塚前に限る。）、木刈五丁目、木刈六丁目、大字十倉一、大字谷田、大字武西、大字戸神、大字船尾、大字松崎、大字結縁寺、大字多々羅田、内野一丁目、内野二丁目、高花一丁目から高花六丁目まで、大字草深（字泉新田前及び都市計画道路三・一・二号線以南の区域に限る。）及び大字泉（字西南側、字西ヶ作、字南西ヶ作、字西ヶ作中側及び字東南側に限る。）に限る。

（同郡本埜村）

村道酒直ト杭小林線との交差点以西の日本国有鉄道成田線、同鉄道との交差点から県道佐倉安食線との交差点までの村道酒直ト杭小林線、同村道との交差点から村道長門屋二千百一-号線との交差点までの県道佐倉安食線、同県道との交差点から村道吉植長門屋線との交差点までの村道長門屋二千百一-号線、同村道との交差点から村道長門屋二千百三十七号線との交差点までの村道吉植長門屋線及び同村道との交差点以南の村道長門屋二千百三十七号線以北の区域及び大字滝（字鳴沢、字鳴沢台、字京免、字京免台、字大六

天、字後原、字高割、字三角、字往還淵、字箱荒匂、字瓜坪、字出シ山、字壁無台、字地下田、字布川道、字一石作、字大門、字新野、字大割、字焼境及び字小割に限る。)を除く。

(印旛沼(佐倉市、八千代市、印旛郡酒々井町、同郡印旛村及び同郡本埜村の区域を除く。)の区域
印旛沼(佐倉市、八千代市、印旛郡酒々井町、同郡印旛村及び同郡本埜村の区域を除く。)の区域

(3) 手賀沼に係る指定地域

(松戸市)

金ヶ作(字新木戸に限る。)、五香六実(新京成電鉄線以東の区域に限る。)、高柳新田、高柳及び六高台一丁目から六高台九丁目までに限る。

(柏市)

大字豊四季(字低見台、字向中原、字中原、字新木戸、字吉野沢、字長沢、字八丈、字大柵、字庚塚、字八幡山、字向道灌堀(東武鉄道野田線以北の区域に限る。)、字道溝堀(東武鉄道野田線以北の区域に限る。))及び字姫宮(県道豊四季停車場高田線以東の区域に限る。)を除く。)、大字花野井(県道我孫子関宿線以北の区域に限る。)、大字大室(県道我孫子関宿線以北の区域に限る。)、大字小青田、大字船戸、大字船戸山高野、大字大青田、大字十余二(字牛頭、字伊勢原、字小山、字下伊勢原及び字聖人塚に限る。)、大字中十余二(市道四三-〇一号線以北の区域に限る。)、大字青田新田飛地、大字上三ヶ尾飛地、大字西三ヶ尾飛地、大字下三ヶ尾飛地、大字上利根、大字新十余二、大字布施、大字根戸(県道我孫子関宿線以北の区域に限る。)、大字宿運寺(県道我孫子関宿線以北の区域に限る。)、大字弁天下、大字布施下、布施新町一丁目から布施新町四丁目まで、大字酒井根(字塊作、字酒井根後、字中田、字溜下、字棒ヶ谷及び字三本木を除く。)、今谷上町、中新宿一丁目から中新宿三丁目まで、西山一丁目、西山二丁目、大字光ヶ丘(字東山に限る。)、光ヶ丘二丁目、光ヶ丘三丁目、東山一丁目及び東山二丁目を除く。

(流山市)

江戸川台東一丁目から江戸川台東三丁目まで、東初石一丁目から東初石六丁目まで、駒木(東武鉄道野田線以南の区域を除く。)、駒木台、青田、十太夫(東武鉄道野田線以北の区域に限る。))及び美田に限る。

(我孫子市)

大字根戸(市道根戸一〇一号線との交差点以北の県道我孫子関宿線、同県道との交差点から国道六号線との交差点までの市道根戸一〇一号線及び国道六号線との交差点以南の国道三百五十六号線以東の区域を除く。)、大字根戸新田、船戸一丁目から船戸三丁目まで、台田二丁目から台田四丁目まで、大字呼塚新田、大字我孫子(日本国有鉄道成田線以南の区域に限る。)、大字我孫子新田、白山一丁目、白山二丁目(市道〇八-四号線以東で市道〇八-七号線以北の区域を除く。)、白山三丁目、本町二丁目、本町三丁目、緑一丁目、緑二丁目、寿一丁目、寿二丁目、大字若松、東我孫子一丁目(市道一六-四十四号線との交差点以北の市道一六-四十五号線、同市道との交差点から市道一六-四十六号線との交差点までの市道一六-四十四号線及び同市道との交差点以南の市道一六-四十六号線以東の区域に限る。)、東我孫子二丁目(市道一六-五十一号線以東の区域に限る。)、大字高野山(日本国有鉄道成田線以南の区域に限る。)、大字高野山新田、大字下ヶ戸(字笹山、字松山、字久保台、字向口、字中屋敷に限る。)、大字岡発戸(国道三百五十六号線以南の区域に限る。)、大字岡発戸新田、大字都部(日本国有鉄道成田線以北の区域(国道三百五十六号線以南で市道一八-三号線以西の区域を除く。))を除く。)、大字都部新田、大字都部村新田、湖北台一丁目から湖北台十丁目まで、大字中峠村下、大字中里(市道中里線以南の区域に限る。)、大字中里新田、大字日秀、大字日秀新田、大字新木(市道二八-九十六号線との交差点以西の日本国有鉄道成田線、同鉄道との交差点から国道三百五十六号線との交差点までの市道二八-九十六号線及び同市道との交差点以東の国道三百五十六号線以南の区域に限る。)、大字新木村下、大字布佐(国道三百五十六号線以南で、日本国有鉄道成田線との交差点以北の市道三-五十五号線、同市道との交差点から市道布佐線との交差点までの日本国有鉄道成田線及び同鉄道との交差点以南の市道布佐線以西の区域に限る。)、大字大作新田、大字浅間前新田、大字上沼田、大字中沼田及び大字下沼田に限る。

(鎌ヶ谷市)

大字初富(字北一文字、字南一文字、字東一文字、字柵田、字南二本松、字二本松、字湯浅里、字入道台、字北野、字粟野田境、字古桜、字林裏(北総開発鉄道以北の区域に限る。))、字四ツ辻、字田境、

字中沢境、字瓢箪、字東野、字東林跡、字善並前、字五本松、字林跡（市道千五百十四号線以西で北総開発鉄道以南の区域を除く。）、字小天道下及び字四本櫛に限る。）、大字串崎新田、南初富一丁目から南初富六丁目まで、中央一丁目（市道二千三百三十四号線以南で新京成電鉄線以西の区域を除く。）、中央二丁目、大字粟野、中佐津間一丁目、中佐津間二丁目、西佐津間一丁目、西佐津間二丁目、南佐津間、大字佐津間、大字軽井沢、大字中沢（字中ノ峠に限る。）、大字右京塚（新京成電鉄線以北の区域に限る。）、東初富一丁目、東初富二丁目、東初富四丁目（市道二千七百三十九号線以西の区域に限る。）及びくぬぎ山五丁目に限る。

（東葛飾郡沼南町）

全域

（印旛郡白井町）

町道一―二号線との交差点以東の町道百四十七号線及び同町道との交差点以西の町道一―二号線以北の区域（大字富士（字西に限る。）を除く。）に限る。

（同郡印西町）

大字竹袋（字鳴沢及び字下鳴沢に限る。）、大字別所（字南内野及び字北内野を除く。）、大字宗甫、大字平岡（字鳴沢、字下戸谷津及び字飛地鳴沢に限る。）、大字小林（字六ヶ村及び字瓜坪台に限る。）、大字大森（字中峠、字高堀、字大割、字小割、字新畑、字野辺場、字東台、字古新田、字西台、字宮脇、字蒲ヶ沢、字三高台、字割野、字迎山、字鹿黒下、字仲田、字迎田、字承屋ノ内、字種井尻、字大山谷津、字飯島、字新迎田、字谷津、字鹿黒橋、字長田、字堂下、字八夜下、字和田、字魚田、字花輪下、字蓬田、字大畑、字下の辺田、字八夜台、字二畝割、字小山崎、字前畑（町道二―百五十五号線以南の区域に限る。）、字呑内（町道三―三百八十号線以南の区域に限る。）、字下宿（町道三―三百八十号線との交差点以西の町道二―二百七十六号線及び同町道との交差点以東の町道三―三百八十号線以南の区域に限る。）、字原宿（町道二―百五十五号線との交差点以東の町道二―二百七十六号線及び同町道との交差点以西の町道二―百五十五号線以南の区域に限る。）、字上宿（町道二―百五十五号線以南の区域に限る。）、大字鹿黒、大字亀成、大字発作（字中津、字都島向、字関棗、字川棚、字築留及び字木下前を除く。）、大字浦部、大字浦部村新田、大字白幡（字弁天前を除く。）、大字浦幡新田（字小倉前乙及び字榎峠を除く。）、大字高西新田（町道一―七十三号線以北の区域に限る。）、大字小倉（字大塚前を除く。）、大字和泉、牧の木戸一丁目、木刈一丁目から木刈四丁目まで、大字草深（都市計画道路三・一・二号線以北の区域（字泉新田前を除く。）に限る。）及び大字泉（字東北側及び字西北側に限る。）に限る。

（同郡本埜村）

大字滝（字鳴沢、字鳴沢台、字京免、字京免台、字大六天、字後原、字高割、字三角、字往還淵、字箱荒匂、字瓜坪、字出シ山、字壁無台、字地下田、字布川道、字一石作、字大門、字新野、字大割、字焼境及び字小割に限る。）に限る。

（手賀沼（柏市、東葛飾郡沼南町及び印旛郡白井町の区域を除く。）の区域）

（手賀沼（柏市、東葛飾郡沼南町及び印旛郡白井町の区域を除く。）の区域）

資料3 印旛沼、手賀沼流域一覧表

1 全域が対象となる市町村
酒々井町・白井市

2 一部が対象となる市町村
千葉市・船橋市・松戸市・成田市・佐倉市・柏市・流山市・八千代市・我孫子市・鎌ヶ谷市・
四街道市・八街市・印西市・富里市

※注意事項

印旛沼・手賀沼の流域は、次の字名の地区が該当しますが、下記(1)～(3)に注意し、
流域の境界線上に立地している場合には、地域振興事務所、又は政令市(千葉市、船橋市、
松戸市、柏市)へ問い合わせ下さい。

- (1) 区画整理等により新しい字名に変更される場合や、整理統合されている場合がありますので、これらの字名以外でも、該当する地区があります。
- (2) これらの字名の地区の中には、一部分しか流域に該当しない地区があります。
- (3) 大規模な開発や河川改修等により流域が変更されている場合があります。

(船橋市)

みやぎ台1～4丁目・金堀町・古和釜町・高根台1～6丁目・高野台1～5丁目・咲が丘1～4丁目・
三咲1～9丁目・三咲町・車方町・習志野台1～8丁目・小室町・小野田町・松が丘1～5丁目・神保
町・大穴町・大穴南1～5丁目・大穴北1～8丁目・大神保町・坪井町・南三咲3、4丁目・楠が山町・
二和東6丁目・八木が谷1～5丁目・八木が谷町・豊富町・鈴身町

(松戸市)

金ヶ作・五香六実・高柳・高柳新田・六高台1～9丁目

(成田市)

下方・江弁須・宗吾1～4丁目・松崎・船形・台方・大袋・大竹・八代・飯仲・飯田町・並木町・北須
賀

(佐倉市)

ユ一カリ1～7丁目・井野・井野町・稻荷台1～4丁目・印南・羽鳥・臼井・臼井台・臼井台干拓・臼
井田・臼井田干拓・瓜坪新田・栄町・王子台1～6丁目・下根・下根町・下志津・下志津原・下勝田・
海隣寺町・角来・寒風・岩富・岩富町・岩名・吉見・宮ノ台1～5丁目・宮小路町・宮前1～3丁目・
宮内・宮本・江原・江原新田・江原台1、2丁目・高岡・高崎・最上町・坂戸・山王1、2丁目・山崎
寺崎・鹿島干拓・七曲・樹木町・春路1、2丁目・将門町・小篠塚・小竹・小竹干拓・上座・上志津・
上志津原・上勝田・上代・上別所・城・城内町・新臼井田・新町・神門・生谷・西御門・西志津1～8
丁目・青菅・石川・先崎・先崎干拓・千成1～3丁目・染井野1～7丁目・太田・大佐倉・大佐倉干拓・
大崎台1～5丁目・大作1、2丁目・大篠塚・大蛇町・中志津1～7丁目・中尾余町・長熊・直弥・坪
山新田・鍋山町・鍋山町1、2丁目・天辺・田町・土浮・土浮干拓・藤治台・藤沢町・内田・内田飯塚宮
内入会・鍋山町・南臼井台・馬渡・萩山新田・萩山新田干拓・白銀1～4丁目・八幡台1～3丁目・八
木・畔田・飯重・飯塚・飯田・飯田干拓・飯田台・飯野・飯野町・表町3丁目・表町4丁目・並木町・
米戸・本町・木野子・野狐台町・弥勒町・裏新町・六崎・六崎区画整理

(柏市)

あかね町・あけぼの1～5丁目・かやの町・つくしが丘1～5丁目・ひばりが丘・青葉台・旭町1～9
丁目・伊勢原1丁目・永楽台1～3丁目・加賀1～3丁目・花野井・関場町・亀甲台1、2丁目・吉野沢・
逆井・逆井藤ノ台・呼塚新田・戸張・戸張新田・光ヶ丘1、4丁目・光ヶ丘団地・向原町・高田・今谷
上町・今谷南町・根戸・根戸新田・桜台・篠籠田・若芝・若葉町・酒井根・十余二・宿連寺・小青田・
松ヶ崎・松葉町1～7丁目・常盤台・新十余二・新逆井・新柏1～4丁目・新富町1、2丁目・正連寺・
西原1～7丁目・西町・西柏台1、2丁目・青田新田・飛地・千代田1～3丁目・泉町・増尾・増尾台1
～4丁目・大室・大塚町・中央1、2丁目・中央町・中原・中原1、2丁目・中十余二・東1～3丁目・
東上町・東台本町・東中新宿1～4丁目・東柏1、2丁目・藤心・南増尾・南柏1、2丁目・南逆井・

日立台1、2丁目・柏・柏1～7丁目・柏の葉1～6丁目・柏下・八幡町・富里1～3丁目・豊四季・豊四季台1～4丁目・豊住1～5丁目・豊上町・豊町1、2丁目・豊平町・北柏1～5丁目・北柏台・末広町・名戸ヶ谷・名戸ヶ谷1丁目・明原1、2丁目・弥生町・緑ヶ丘

(流山市)

駒木・駒木台・江戸川台東1～3丁目・十太夫・青田・東初石1～6丁目・美田

(八千代市)

ゆりのき台・下高野・萱田・萱田町・吉橋・桑橋・桑納・佐山・小池・上高野・真木野・神久保・神野・村上・村上団地・大和田・大和田新田・島田・島田台・麦丸・平戸・米本・米本団地・保品・堀の内

(我孫子市)

岡発戸・岡発戸新田・下ヶ戸・下沼田・我孫子・我孫子新田・呼塚新田・湖北台1～10丁目・高野山・高野山新田・根戸・根戸新田・若松・寿1、2丁目・上沼田・新木・新木村下・浅間前新田・船戸1～3丁目・台田2～4丁目・大作新田・中沼田・中峠村下・中里・中里新田・都部・都部新田・東我孫子1、2丁目・日秀・日秀新田・白山1～3丁目・布佐・本町2、3丁目・緑1、2丁目

(鎌ヶ谷市)

鎌ヶ谷1丁目、くぬぎ山5丁目、粟野・右京塚・鎌ヶ谷2、5丁目・丸山1、2丁目・串崎新田・軽井沢・佐津間・初富・西佐津間1、2丁目・中央1、2丁目・中佐津間1、2丁目・中沢・東鎌ヶ谷1～3丁目・東初富1～6丁目・南佐津間・南初富1～6丁目・北初富・北中沢1、3丁目

(四街道市)

さちが丘・つくし座・みそら・みのり町・めいわ・旭ヶ丘・萱橋・亀崎・吉岡・栗山・山梨・四街道・鹿渡・小名木・上野・成山・千代田・大日・鷹の台・池花・中台・中野・長岡・内黒田・南波佐間・美しが丘・物井・和田・和良比

(八街市)

みどり台・榎戸・岡田・沖・希望ヶ丘・吉倉・根古谷・砂・山田台・四木・小谷流・上砂・勢田・泉台・大関・大谷流・朝日・東吉田・八街・富山・文違・用草

(印西市)

浦部・浦幡新田・浦部村新田・結縁寺・鹿黒・亀成・原山1～3丁目・原山2、3丁目・戸神・高花1～6丁目・高西新田・十余一・小倉・小倉台1～4丁目・小林・小林大門下1～3丁目・松崎・西の原1～3丁目・泉・船尾・草深・宗甫・多々羅田・大森・大塚1～3丁目・谷田・内野1～3丁目・竹袋・白幡・武西・武西学園台2丁目・木刈1～6丁目・和泉・発作・平岡・別所・牧の木戸1丁目

(富里市)

高松・高野・七栄・十倉・新橋・中沢・立沢・立沢新田・新中沢

(印西市 (旧本埜村))

角田・笠神・荒野・滝・中・中根・物木・竜腹寺・行徳・和泉屋・松虫・萩原・長門屋・滝